

事務連絡
平成29年3月6日

(公社) 愛媛県建築士会会長 様
(一社) 愛媛県建築士事務所協会会長 様
(一社) 愛媛県建設業協会会長 様
(一社) 愛媛県中小建築業協会会長 様
(公社) 愛媛県宅地建物取引業協会会長 様
(公社) 全日本不動産協会愛媛県本部本部長 様
愛媛県土木部道路都市局建築住宅課長

愛媛県手数料条例の改正（予定）について

本県の建築行政の推進に、日頃よりご尽力いただき、感謝申し上げます。

さて、愛媛県手数料条例については、次の改正議案を県議会（平成29年2月）に上程しているところです。

- 実際の所要経費とのかい離を是正し、受益者負担を適正化するための建築基準法関係手数料の増額。（一級建築士事務所登録手数料の増額を含む。）
- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（2年目施行（省エネ基準適合義務化関係））に係る手数料等の追加。

本来であれば議会の議決後に周知すべきではありますが、4月当初の事務に支障をきたさないよう、事前に手数料の改正案を、別添のとおりお知らせいたしますので、貴会会員への周知方よろしくお願いします。

なお、愛媛県手数料条例の改正施行日は、いずれも平成29年4月1日を予定していますが、改正手数料の適用は、窓口（建築基準法関係：市町、省エネ法関係：県出先機関）の受付日で判断することとしております。

ただし、改定額等の決定は議会議決後になりますので、念のためご了承ください。

担当：
所 属 愛媛県土木部道路都市局建築住宅課
建築指導係（橘・小沢）
宅地建物指導係（中村）※建築士法関係
電話番号 089-912-2757
F A X 089-941-0326
Mail: kenchikujuut@pref. ehime. lg. jp